

## 香川労働局発表

平成 28 年 7 月 28 日

担 当	香川労働局雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 酒井 浩三 室長補佐 濱野 玉美 【電話】 087-811-8924  HP : <a href="http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/">http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/</a>

## 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業



## 四国初！「株式会社 百十四銀行」を3つ星認定！！！！

香川労働局(局長:辻 知之)は、「女性活躍推進法」に基づく基準適合一般事業主として、7月11日付で、株式会社百十四銀行(本社:高松市)を認定しました。

同社は認定の評価項目のすべてを満たした3段階目(※)の認定となります。

四国内の企業において、第1号のえるぼし認定企業となった株式会社百十四銀行に対し、香川労働局において、えるぼし認定通知書交付式を行います。

### ★★★ えるぼし認定通知書交付式 ★★★

日時：平成28年8月1日(月) 11:00～

会場：香川労働局 局長室(高松市サンポート3-33  
高松サンポート合同庁舎3階)

内容：認定通知書交付、懇談

※ 当日、取材を行う場合は事前に雇用環境・均等室宛連絡していただくようお願いします。

### ★「えるぼし認定」とは？

女性の職場における活躍を推進する「女性活躍推進法」(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)に基づき、行動計画の策定・届出等を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

### ★ 女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」



※「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の5項目の認定基準のうち、1つまたは2つを満たせば1段階目、3つまたは4つを満たせば2段階目、すべてを満たせば3段階目となります。

### <添付資料>

- 1 株式会社百十四銀行の概要
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要
- 3 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定を取得しましょう！
- 4 「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」